

寢屋川市都市基盤整備部
公共用地境界確定事務取扱要領

寢屋川市都市基盤整備部

寝屋川市公共用地境界確定事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、都市基盤整備部が所管する公共用地の境界確定の事務に関し必要な事項を定め、もって公共用地の適正な管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 境界確定とは、寝屋川市都市基盤整備部に所属する職員（以下「職員」という。）、申請地の土地所有者（全部事項証明書の甲区欄の登記名義人をいう。以下同じ。）及び利害関係者が、公共用地と申請地との境界を協議の上決定し、及びこれを書面で明らかにすることをいう。
- (2) 公共用地とは都市基盤整備部が所管する公共用地をいう。
- (3) 公共用地隣接地とは公共用地と隣接する土地をいう。
- (4) 申請地とは公共用地隣接地であって、隣接する公共用地との境界について境界確定の申請がなされた土地をいう。
- (5) 隣接地とは申請地と隣接する土地をいう。
- (6) 対側地とは公共用地と隣接する土地のうち、公共用地を挟んで申請地と相対する土地をいう。
- (7) 利害関係者とは申請地において境界確定が実施されることにより、境界位置に直接影響が生じる隣接地又は対側地の土地所有者をいう。

（場合によっては財産区代表者、水利組合長又は農協支部長、自治会長等も含まれる）

(境界確定の対象外)

第3条 次の各号に掲げる土地は、境界確定の対象としない。

- (1) 法務局備付地図（公図）と現況が相違している土地。ただし、境界確定と同時に当該相違が解消されると認める場合は、この限りでない。

- (2)所有権の範囲、境界の位置等について係争中の土地
- (3)公共用地との境界が既に確定済みであると認める土地
- (4)国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が完了している土地
- (5)前各号に掲げるもののほか、適正な境界確定を行うことが困難であると担当部長が認める土地

（申請権者）

第 4 条 境界確定の申請をすることができる者（以下「申請権者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)公共用地隣接地の土地所有者
- (2)公共用地隣接地の土地所有者が法人の場合における当該法人の代表者。ただし、次に掲げる場合には、それぞれに定める者。
 - ア) 当該法人が解散し、又は倒産した場合は清算人又は管財人
 - イ) 当該法人が特殊法人である場合は法律、定款又は寄附行為に定める者
- (3)公共用地隣接地が共有地の場合における共有者全員。ただし、共有者のうちいずれかが共有者全員の委任を受け代表者として申請することができる。
- (4)公共用地隣接地が集合住宅である場合における当該集合住宅に係る管理組合の規約等に記載された代表者
- (5)公共用地隣接地の土地所有者が死亡している場合における相続人全員。ただし、相続人のうちいずれかが相続人全員の委任を受けて代表として申請することができる。
- (6)公共用地隣接地の土地所有者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者である場合における当該土地所有者の法定代理人、保佐人及び補助人（不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要する場合に限る。）
- (7)都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき開発行為に関する工事を実施している施行者で、当該土地所有者から境界確定の申請に係る事務について委任を受けた者。

(申請)

第5条 境界確定の申請（以下「申請」という。）をしようとする者に対しては、公共用地境界確定申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書面を添付して提出するよう求めるものとする。

- (1) 資格証明書又は商業登記簿謄本の原本（申請者が法人の場合に限る）
- (2) 申請地、対側地及び申請地に隣接する土地に係る土地調書又は登記事項要約書に調査者氏名、印、調査年月日、調査場所を記載したもの。
- (3) 法務局備付地籍図（公図）の写しに方位を記したもの及び公図合成図
- (4) 申請地に係る土地登記簿謄本又は全部事項証明書の原本
- (5) 申請地付近の位置図
- (6) 現況実測平面図（平面図は縮尺 250 分の 1 以上、横断面図は縮尺 100 分の 1 以上のもの）
- (7) 次に掲げるもののうち、担当部長が必要と認める書面
 - ア) 土地沿革調書
 - イ) 地籍図の合成参考図
 - ウ) 地積測量図の写し
 - エ) 土地所在図の写し
 - オ) 住民票（戸籍付票）の写し
 - カ) 戸籍謄本（抄本）の写し
 - キ) 遺産分割協議書の写し
 - ク) 相続関係説明図
 - ケ) 本人確認書類の写し
 - コ) その他

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合には、申請をしようとする者に対し、当該各号に定める手続を行うよう求めるものとする。

- (1) 申請地の申請権者に代わり代理人が申請を行う場合及び申請地の申請権者に代わり境界確定に係る事務を代行させる場合は、申請地の申請権者の作成した委任状を申請書に添付すること。
- (2) 前条第2号又は第4号に規定する者が申請を行う場合は、申請をしようとする者が申請権者であることを証する書面を申請書に添付すること。

- (3)前条第6号に規定する者が申請を行う場合は、前条第6号に規定する者に該当することを証する書面を申請書に添付するとともに、申請書の申請者の欄に、申請地の土地所有者の記名及び法定代理人の氏名を自筆すること。
- (4)土地登記簿謄本及び法務局備付地図（公図）等を見ても、申請地、隣接地及び対側地の位置関係等が明確に確認できないと担当部長が認める場合は、枚方法務局による訂正後の地図（公図）又は訂正が困難な場合における土地所在図を申請書に添付すること。
- (5)土地登記簿謄本に記載されている土地所有者が死亡し、相続登記がされていない場合は、相続人を判断することができる戸籍・除籍謄本等及び相続関係説明図、遺産分割協議書又は特別受益者証明書、住民票等を申請書に添付すること。
- (6)土地登記簿謄本に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なる場合は、住所の沿革が確認できる書類（住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明書、商業登記簿謄本等）を申請書に添付すること。
- (7)申請地の土地所有者の現住所が日本国内に存在しない場合は、当該土地所有者の住所が存在する国にある日本国大使館又は領事館が発行した証明書を申請書に添付すること。
- (8)申請地の土地所有者が日本国籍を有しない場合は、当該土地所有者が国籍を有する国の制度に基づく証明書を申請書に添付すること。

（境界確定手続の実施）

第6条 前条の申請があったときは、この内容を審査し、当該申請に係る申請地が第3条各号のいずれにも該当しない土地であり、添付された資料等により申請の内容が適正であると認めるときは、申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、境界確定を行うこと及び第8条に規定する現地立会いを実施する日時を通知するものとする。

（境界確定事務の代行）

第7条 申請者は、境界確定に係る事務を次の各号に掲げる者に代行させることができる。

- (1) 土地家屋調査士
- (2) 測量士又は測量士補
- (3) 行政書士（大阪府行政書士会の測量に関する研修を受講し試験に合格した者のうち、同会が認定した者に限る。）

- 2 前項各号に掲げる者のほか、申請者は、建築確認の申請のために境界確定が必要な場合に限り、現況実測平面図の作成に関する講習会の終了者名簿に登録された建築士に境界確定に係る事務を代行させることができる。
- 3 前2項の規定により境界確定に係る事務を代行させようとする申請者に対しては、代行者に代行させる事務の範囲を記載した委任状を申請書に添付するよう求めるものとする。

(現地立会)

第8条 職員、申請者及び利害関係者は、公共用地と申請地との間の境界の位置を確認し、及び決定するため現地に立ち会い、第5条第1項各号に掲げる書類その他関係資料に基づき協議するものとする。

- 2 申請地が里道敷又は水路敷等に隣接する場合で特に利害関係者の立会が必要と思われる場合は立会を求めるものとする。
- 3 前項の規定により現地に立ち会った申請者及び利害関係者に対しては、立会者名簿に住所及び氏名を署名するよう求めるものとする。
- 4 申請者及び利害関係者のうちにやむを得ず現地立会に参加できない者があるときは、申請者に対し、当該参加できない者の署名のある立会証明書を提出するよう求めるものとする。

(境界確定図の作成)

第9条 前条第1項の規定による協議が調ったときは、申請者又は第7条第1項又は第2項の規定により申請者から事務の代行を委任された者（以下「申請者等」という。）に対し、次項に規定する境界確定図（以下「境界確定図」という。）を作成し、担当部長に提出するよう求めるものとする。

- 2 境界確定図には、前条第1項の協議により決定された境界の位置を表記するとともに、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1)申請者の住所及び氏名

(2)申請者の印（申請者が個人の場合は当該申請者の実印を、申請地が共有地の場合は

共有者全員の実印を、申請者が法人の場合は当該法人の代表者の登録印をいう。)

(3)利害関係者の住所及び氏名

(4)利害関係者の印（隣接地又は対側地が共有地の場合は、共有者の半数以上の者の印をいう。）

3 境界確定図を提出する際には、印鑑登録証明書（申請者が個人の場合）又は印鑑証明書（申請者が法人の場合）の原本（発行後3ヶ月以内のもの）も併せて提出するものとする。

（土地境界確定書）

第10条 前条第1項の規定により境界確定図が提出されたときは、当該境界確定図に基づき土地境界確定書（寝屋川市公有財産規則（昭和59年寝屋川市規則第14号）第19条第2項に規定する土地境界確定書をいう。以下同じ。）を2部作成し、1部を申請者に交付し、1部を寝屋川市が保有するものとする。

2 前項の土地境界確定書を申請者に交付するときは、寝屋川市手数料条例（平成12年寝屋川市条例第9号）第14条第6号に規定する手数料を徴収するものとする。

（境界標の設置）

第11条 前条第1項の規定により境界確定図が提出されたときは、申請者等に対し、現地において境界標を設置し、その写真を撮影し、及びこれを提出するよう求めるものとする。

（申請の取下げ）

第12条 申請書を提出した後、当該申請を取り下げようとする申請者に対しては、寝屋川市公共用地境界確定申請取下書を提出するよう求めるものとする。

（申請書の返戻）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、申請書及びその添付資料（第5条第2項の規定により提出を求めた文書を含む。）を、申請者に返戻するものとする。

(1) 公共用地と申請地との間の境界の位置に係る協議が調わなかったとき。

- (2) 境界確定について利害関係者等の承諾を得られなかったとき。
- (3) 申請者が、この要領により添付を求める書面を6か月間以上提出しなかったとき。
- (4) 申請者が前条の規定により申請を取り下げたとき。

(土地境界確定書の発行申請) (明示書の再交付)

第14条 既に境界確定がなされた公共用地隣接地に係る申請権者及び次の各号に掲げる者は、当該公共用地隣接地に係る土地境界確定書を発行するよう申請することができる。

- (1) 当該公共用地隣接地が共有地の場合における共有者の一人である者
- (2) 当該公共用地隣接地が集合住宅である場合における当該集合住宅に係る所有権の全部又は一部を有する者
- (3) 当該公共用地隣接地の土地所有者が死亡している場合における相続人の一人である者

2 前項に規定する者から同項の規定による申請があったときは、寝屋川市手数料条例第14条第11号に規定する手数料を徴収した上で、土地境界確定書を発行するものとする。

3 前項の規定により土地境界確定書を発行する場合には、あらかじめ、当該土地境界確定書中に存する個人情報(寝屋川市個人情報保護条例(平成9年寝屋川市条例第10号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。)を削除するものとする。

(境界確定の廃止の申出)

第15条 既に境界確定がなされた土地のうち境界を復元することが困難であると担当部長が認める土地に係る申請権者は、当該境界確定を解約し、新たに境界確定を行うため、公共用地境界確定申請書の解約申出欄に必要事項を記載した上で提出することができる。

2 第5条から第13条までの規定は、前項の申出の方法及び新たな境界確定の手続について準用する。

(雑則)

第 16 条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、「運用基準」として別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。